

## 第24号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条第2項中「及び第2号」を削り、同項ただし書中「同項第1号の場合において」を削り、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号の手当の額は、1日につき740円とする。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第39条第2項中「家畜飼育作業等従事手当」の次に「、狂犬病予防作業等従事手当（人事委員会規則で定める作業に従事した場合に限る。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。